

基本原則	遵守状況	遵守原則	達成状況	重点事項	番号	実施項目内容	本法人の状況		
1. 自律性の確保	遵守	1-1 教育研究目的の明確化、理解の獲得	達成	1-1 中期計画等の策定を通じたガバナンス向上	A1	中期計画等の策定に関係する機関・部署、実行主体、5年以上の期間、意見聴取・反映方法の決定	学校法人東洋大学の中期計画であるTOYO GRAND DESIGN 2025-2029は、2024年6月の理事会において策定方針を示し、意見聴取を経て、理事会及び評議員会において丁寧に協議、経過報告を行い、最終的に理事会での承認を経て策定している。教職員に対してはオンデマンド等で説明を行い、ステークホルダーに向けて本学公式Webサイトに於いて公開している。参考：「TOYO GRAND DESIGN 2025-2029」：https://www.toyo.ac.jp/about/foundation/granddesign/		
					A2	認証評価結果の反映及び他の計画（学部等の中期計画等）との関連性の明示	TOYO GRAND DESIGN 2025-2029は、直前の中期計画であるTOYO GRAND DESIGN 2020-2024の総括を行い、これを踏まえ、教学中期計画や各種方針と協調するものとして策定している。		
					A3	教学、人事、施設及び財務等に関する事項の盛り込み	TOYO GRAND DESIGN 2025-2029は、「先進性（Innovation）」「多様性（Diversity）」「連携（Collaboration）」「誠実（Integrity）」の4つを指針に掲げ、「東洋大学の心」を実践するものとして、教学、人事、施設及び財務等に関する事項を盛り込んで策定している。		
					A4	政策策定・管理人材の育成・登用方針と具体のアクションプラン（スケジュール等）の明確化	TOYO GRAND DESIGN 2025-2029の重点施策である「人的資本経営の展開」において、長期計画を担保するため、専門的なマネジメントを担う層の中長期的な育成および配置計画を策定している。		
					A5	現実的かつ具体的な資金計画、収支計画の精緻化	TOYO GRAND DESIGN 2025-2029 や創立150周年に向けた長期計画を財政的に担保するため、TOYO GRAND DESIGN 2025-2029において、「中期財政計画 2025-2029」として独立した項目を設け、財政検討委員会の答申に基づき、「セグメント会計の高度化」や「減価償却マネジメントの高度化」、「適切な学費マネジメント」を行うことで、諸活動に必要な財源を確実に確保し、財政悪化を未然に防ぐ体制を構築している。		
					A6	指標に基づく達成目標の提示、データによる進捗管理及び構成員への十分な説明	前中期計画において評価指標が不明確であったという課題を踏まえ、TOYO GRAND DESIGN 2025-2029では数値目標による管理を徹底している。最終目標としてのKGIと、アクションプランに基づく中間指標としてのKPIを各施策に設定し、最終的なゴールから逆算して現在の行動目標を定める「バックキャストिंग」により、具体的な進捗マネジメントを実行している。また、計画の内容や進捗状況を、教職員を中心とした構成員に広く周知し、当事者意識を醸成する工夫を行うとともに、進捗状況や実施結果を迅速かつ分かりやすく法人内外に公開するための専用LPサイトを作成・活用しています。https://www.toyo.ac.jp/about/foundation/granddesign/		
					A7	環境変化に応じた計画修正時の評議員会への諮問体制の整備	本法人の中期計画は毎年度ローリング方式を取っており、理事会で決定した計画修正はこれまでも評議員会の意見を聴いており、TOYO GRAND DESIGN 2025-2029でも同様に取組んでいる。		
					A8	期間中及び期間終了後における進捗状況・実施結果の法人内外への公開	TOYO GRAND DESIGN 2025-2029では各計画にKGI、KPIを設定し、毎年度進捗確認を行うこととしている。またその実施結果は概要をまとめたうえで、専用LPサイトで公開を予定している。		
					B1	適法性・倫理性の考慮、潜在的リスク評価及び評議員会等からの意見聴取	TOYO GRAND DESIGN 2025-2029は制定時から先進性、連携、多様性、誠実をコンセプトにしているとともに、計画毎にリスクの洗い出しを行っている。これらについても理事会での報告、評議員会への意見聴取を行うこととしている。		
					達成	1-2 多様な意見の聴取・反映と円滑な業務執行	達成	1-2-1 執行と監視・監督の役割の明確化	A1
	A2	理事でない者が行う政策策定の場合、管理者の任命・解職過程の明確化	政策を策定、管理する者は理事であり、「学校法人東洋大学寄附行為」の下に「学校法人東洋大学理事の選出及び選任の手續に関する規則」「学校法人東洋大学理事長、代表業務執行理事及び常務理事の選定及び解職に関する規則」を置き、その任命・解職に至る過程を規定している。						
	A3	理事会及び評議員会等の議決事項の明確化	「学校法人東洋大学寄附行為」において、その議決事項を規定している。						
	A4	理事会から理事長又は理事へ委任する事項の明確化	「学校法人東洋大学寄附行為」及び「学校法人東洋大学常務理事の職務に関する規則」において、委任事項について規定している。						
	A5	理事長等の解職手続き及び担当業務変更手続きの明確化	「学校法人東洋大学理事長、代表業務執行理事及び常務理事の選定及び解職に関する規則」において、解職手続きについて規定し、「学校法人東洋大学理事会の業務及び運営並びに理事の職務に関する規則」及び「学校法人東洋大学常務理事の職務に関する規則」において分掌する業務について規定している。						
	A6	政策を策定・管理する責任者の権限と責任の明確化	政策を策定、管理する責任者の権限と責任を明確化するため、「学校法人東洋大学寄附行為」、「学校法人東洋大学理事会の業務及び運営並びに理事の職務に関する規則」、「学校法人東洋大学常務理事の職務に関する規則」及び「東洋大学教職員の任免及び職務規程」において、理事会を始めとする法人意思決定機関、理事長、常務理事、理事その他部門長等の職務権限と責任を規定している。						
	A7	法令等の遵守に係る基本方針・行動基準の策定と役職者・教職員への周知徹底	学校法人東洋大学行動規範を策定し、役職者・教職員のみならず、本学公式Webサイトに掲載して周知している。参考：「学校法人東洋大学行動規範」：https://www.toyo.ac.jp/about/effort-activity/conduct/						
	B1	教学組織と法人組織の役割・権限の明確化と構成員への周知	理事会及び常務理事会の業務は、「学校法人東洋大学理事会の業務及び運営並びに理事の職務に関する規則」及び「学校法人東洋大学常務理事会の業務及び運営に関する規則」にそれぞれ定められているが、本学の校務をつかさどる学長は、理事選任機関により理事に選任され、理事会構成員であるとともに、常務理事会の構成員として学校法人東洋大学の意思決定に参画している。また、「東洋大学学長の校務に関する規則」により、学長は、校務に関連する常務理事会の審議が必要な事項について、常務理事会に諮ることが求められている。これらの諸規程において、教学組織と法人組織における権限及び責任を明確にするとともに、連携を図り、運営し、構成員に周知している。						
	達成	1-2-2 建設的な協働と相互けん制の確立	A1	ガバナンス機関の定数・構成の工夫による機関内・機関間の有効な相互けん制の構築					「学校法人東洋大学寄附行為」において、理事、評議員の定数を以下のとおり規定している。 理事（理事長含む）：17～23名（学長、附属高等学校等の校長及び園長のうちから1名、事務局長、卒業生5名～7名、大学の教職員4名～6名、学識経験者5名～7名）、評議員39名～46名（卒業生14名～16名、大学の教員のうち学部長を含む6名～8名、高等学校及び中学校の校長並びに幼稚園の園長のうちから3名、大学の事務職員2名～3名） 参考：「学校法人東洋大学寄附行為」：https://www.toyo.ac.jp/assets/about/foundation/data/kifukouji20250401.pdf また、監事は私立学校法に規定される資格を満たす者を選任することを「学校法人東洋大学監事選出及び選任の手續に関する規則」で規定している。 理事会・監事・評議員会の役割を明確にした上で、監事は理事会及び評議員会に出席して必要な意見を述べることができることとし、重要な意思決定については、評議員会の決議を必要とすること又はあらかじめ評議員会で意見を聴くことを規定することによって、各ガバナンス機関の相互けん制機能が有効に働く仕組みを構築している。
			B1	理事・評議員による建設的な協力体制の構築					「学校法人東洋大学寄附行為」において、理事長、代表業務執行理事、常務理事及び監事は評議員会に出席しなければならないと規定し、評議員会において理事による説明や評議員との意見交換等を行っている。
			B2	理事・監事・評議員が建設的な協働と相互けん制を行えるよう、独立して意見を述べられるか、監視に必要な情報を適時取得できるか、理事長及び内部監査室との間で適切に意思疎通が図られているか、理事会及び監事による報告・指摘事項が適切に取り扱われているか等の定期的な点検					学校法人東洋大学 内部統制システム整備の基本方針を策定し、理事、理事会及び監事が建設的な協働と相互けん制を行えるよう、理事長や特定のステークホルダーから独立して理事、監事及び評議員が意見を述べられるか、監視に必要な正しい情報を適時・適切に得られるようになっているか、理事長及び内部監査室との間で適時・適切に意思疎通が図られているか、理事会及び監事による報告及び指摘事項が適切に取り扱われているか等を定期的に点検する仕組みを整備している。

2. 公共性の確保	2-1 社会・地域にとって有為な人材の育成	2-1 教育の質の向上と改善サイクルの確立	達成	A1	ミッション等に基づく法人・大学・学部等の年度事業計画、目標、行動指針の明確化	<p>本学の建学の理念に基づく法人における中期計画「TOYO GRAND DESIGN 2025-2029」及び「東洋大学教学中長期計画」（2024年度から2028年度）を踏まえ、学長のもとで、毎年度の「予算編成方針」「教育課程編成及び実施に係る全学的方針（考え方）」等を示すとともに、学部等において中期計画の年度目標及び予算計画を策定している。各学部のみならず、研究科・専攻、全学委員会ごとにおいても同様に策定し、教育・研究・社会貢献活動等を組織的に実行しており、全学的な方針に基づく行動指針や目標等は明確である。</p> <p>なお、全学的内部質保証の推進にかかる方針やその体制については、以下の公式Webサイトにおいて公表している。 参考：https://www.toyo.ac.jp/academics/improve/quality/internal_quality_assurance/quality_assurance/</p>			
				A2	達成目標、具体的な行動指針の教職員、学生及び社会への発信・共有	<p>A1に記載のとおり、法人における中期計画「TOYO GRAND DESIGN 2025-2029」及び「東洋大学教学中長期計画」（2024年度から2028年度）において示している。また、東洋大学教学中期計画においては、具体的な達成目標（KGI）や業績評価指標（KPI）を策定しており、その進捗状況を含めて情報発信している。</p>			
				A3	学部・学科、研究科等の達成目標を実現するための経営資源（ヒト、モノ、カネ）の効率的な配分に係る基本方針の明確化	<p>学部・研究科では、各組織の人材養成の目的及び3ポリシーを実現するため、教学中期計画と連動してPDCAサイクルを循環することとしている。学部では学科ごと、研究科では専攻ごとに、3ポリシーの策定単位ごとに中期計画を策定する構造となっており、毎年の自己点検・評価活動において達成状況等を検証する仕組みとなっている。</p> <p>これらを効率的に進めるために、学長は学校法人東洋大学予算編成方針を踏まえた、教学予算編成方針等を、毎年、教学組織に対して明示し、予算目的や予算執行の最適化を図る基本的な方針を共有している。また、学長のもとで、教員人事ヒアリング、予算ヒアリング等を行い、全学的な方針と学部等の方針との擦り合わせを丁寧に行ったうえで教学予算全体をとりまとめ、学校法人の予算決定プロセスを通じて、大学の教学予算が決定されている。</p> <p>また、学長は4年ごとに行うカリキュラム改訂や学部等の改組計画に即して、効率的な予算等の配分を行えるようにしている。</p>			
				A4	3つのポリシーとカリキュラムの整合性チェック等による方針の実質化	<p>3つのポリシーの達成状況の把握、各ポリシーの整合性の検証による方針の実質化については、学部及び研究科等の教学組織を中心とした自己点検・評価活動や学修成果の測定・把握を通じて取り組んでいる。</p>			
				A5	入学者受入れ方針と入学者選抜との整合性チェック等による方針の実質化	<p>A4と同様に、自己点検・評価活動による検証を行っている。また、入試種別ごとの検証については、入学後の成績状況（GPA等）を確認し、例えば数学入試や英語検定の活用に係る有効性の検証を行うなど、アドミッションポリシーに即した入試選抜の整合性のチェックを行っている。</p>			
				B1	内部質保証システムの構築、外部評価及び外部評価者・学生からの意見聴取	<p>全学的な内部質保証推進組織である大学評価統括本部の下、各学部・研究科における自己点検・評価活動を行う体制を整備している。また、認証評価機関による機関別認証評価とは別に、各学部・研究科、全学組織（委員会、センターなど）、大学運営組織等において外部評価を実施し、外部機関や学外有識者による評価を受けている。これにより、各学部・研究科等においては、自己点検・評価活動の客観性・信頼性を高め、学問分野に応じた分野別評価を受けることで、全学的なレベルの内部質保証システムと学部・研究科レベルの教育研究水準の更なる向上を図っている。</p> <p>参考：「外部評価」：https://www.toyo.ac.jp/academics/improve/quality/internal_quality_assurance/external_evaluation/</p> <p>また、学生からの意見については、新入生・在学生・卒業生アンケートを毎年実施しており、教育内容・指導方法・学生支援・大学生生活全般に係る満足度と意見として、「東洋大学や所属学部・学科をより良くするために、改善が必要だと思うところはどのようなところですか。」などを把握しており、学部長会議等を通じて全学に共有している。</p>			
				B2	評価結果、FD活動、IR活動の成果等を活用した教育活動の改善	<p>全学的な内部質保証推進組織である大学評価統括本部の下、自己点検・評価結果や認証評価結果等を踏まえ、各組織に対して提言する体制を構築し、教育活動の改善の活性化、改善サイクルの実質化を図っている。</p>			
				B3	リカレント教育の諸施策の方針及び計画の明確化	<p>本学の諸活動の質保証に係る全学的方針「社会連携・社会貢献」-地域社会・国際社会への貢献方針-」において、「大学の社会的責任（USR）の一環として、地域社会との連携を深め、「生涯学習」機会の提供を軸とする各種文化貢献、産官学連携による地域振興、地域住民との協力による環境保全など各分野における社会貢献を、組織的に展開する。」という方針を示すとともに、学校法人東洋大学中期計画、「TOYO GRAND DESIGN 2025-2029」及び教学中期計画において、各学部・研究科におけるリカレント教育の計画等を策定している。</p> <p>参考：東洋大学のリカレント教育：https://www.toyo.ac.jp/social/recurrent/</p>			
				B4	留学生の受入・派遣施策のアカデミックな意義付けの明確化	<p>留学生の受入並びに派遣に係る諸施策については、学部及び研究科、並びに国際教育センターが中心となり、受入留学生の日本語教育プログラムの充実や日本人学生とともに学ぶ機会の創出、派遣留学生の事前・事後教育を実施する等、アカデミックな活動を行っている。</p> <p>特に受入留学生の日本語教育プログラムや派遣留学生の事前・事後教育は、全学部の基盤教育科目として取り入れられており、アカデミックな意義付けが明確となっている。また、交換留学をはじめとした長期留学派遣学生については、留学先大学で発行する成績証明書に基づき本学において適切な科目へ単位認定を行っている。2025年10月には、国際大学協会（IAU：International Association of Universities）が実施する高等教育国際化アドバイザーサービス（HEIAS：Higher Education Internationalization Advisory Services）による認証評価を受審し、日本国内初となる『包括的国際化およびグローバル・エンゲージメント』のラーニングバッジを受領した。</p>			
				2-2 特色ある成果による社会貢献	2-2 大学が社会・地域と連携する環境整備	達成	A1	社会・地域貢献に係る学内方針の策定	<p>TOYO GRAND DESIGN 2025-2029において、研究の高度化が教育の高度化を牽引し、研究活動と教育活動の高度化が地域貢献・地域連携活動の高度化を推進することで、「地球社会の明るい未来を拓く」ことを目指すという方針を明確にしている。</p>
							A2	社会・地域との連携を支援する体制又は仕組の整備	<p>社会貢献センターを中心とした、社会・地域との連携及びSDGsに関する取組みを支援する体制を構築している。また社会貢献センター内にボランティア支援室を設置し、学生や教職員の組織的なボランティア活動及び学生へのSDGsの啓蒙活動を支援、推進している。</p> <p>社会貢献センターは年次報告書を作成することを通じて、自らの活動報告のみならず、学内の自主的な社会貢献活動、ボランティア活動の把握に努めている。これらの社会貢献・連携・SDGs推進体制は諸規程を整備した上に構築されており、社会・地域と連携を深め、地球社会の明るい未来づくりの発展に積極的に貢献していく環境を整備している。</p>
							A3	研究インテグリティを踏まえた研究活動支援の仕組整備	<p>研究インテグリティを踏まえた研究活動支援の仕組みの中核として研究インテグリティ・マネジメント委員会を組織し、安全保障輸出管理委員会、利益相反マネジメント委員会及び研究倫理委員会が専門委員会として相互に連携する体制を整備し、研究の国際化やオープン化に伴い、従来以上に求められる健全性・公正性を確保し、適切に対応している。</p>
							B1	地域社会・自治体・企業等との対話を通じた信頼関係の醸成	<p>産官学等の連携の方針に基づき、受託研究・共同研究・技術協力・技術移転・スタートアップ支援等による企業との連携や政策形成における行政機関との連携について、専門人材を活用しつつ産官学連携推進センターが中心となって推進している。</p> <p>そのほか、各キャンパスの地域との連携を図っており、各自治体との連携に関する包括協定を締結し、地域社会の発展や教育研究の発展に資する取り組みを進めることとしている。</p>
							B2	公開講座や地域連携プログラム等の開設	<p>社会貢献センターに、生涯学習部門と社会貢献部門を置き、生涯学習部門では、全国講師派遣事業、公開講座、資格取得講座を主に展開しており、社会貢献部門では、地域活性化活動支援事業、災害復興支援事業、学生による社会貢献及びSDGs活動を中心に展開している。</p>
B3	社会・地域貢献に係る学内の自主的な取組の把握と全学的な展開	<p>社会貢献センターは年次報告書を作成することを通じて、自らの活動報告のみならず、学内の自主的な社会貢献活動、ボランティア活動の把握に努めている。</p> <p>参考：「社会貢献センター年次報告」「ボランティア支援室年次報告」：https://www.toyo.ac.jp/social/csc/about/</p>							
B4	組織的なボランティア活動に必要な社会連携・地域貢献等の諸規程整備	<p>社会貢献センターでは「社会貢献センター規程」に基づき、生涯学習及び社会貢献活動を実施している。</p> <p>また、各事業においてはそれぞれ要項等を制定し、適切に対応を行っている。</p>							
2-2 特色ある成果による社会貢献	2-2 大学が社会・地域と連携する環境整備	達成	A1	社会・地域貢献に係る学内方針の策定	<p>TOYO GRAND DESIGN 2025-2029において、研究の高度化が教育の高度化を牽引し、研究活動と教育活動の高度化が地域貢献・地域連携活動の高度化を推進することで、「地球社会の明るい未来を拓く」ことを目指すという方針を明確にしている。</p>				
			A2	社会・地域との連携を支援する体制又は仕組の整備	<p>社会貢献センターを中心とした、社会・地域との連携及びSDGsに関する取組みを支援する体制を構築している。また社会貢献センター内にボランティア支援室を設置し、学生や教職員の組織的なボランティア活動及び学生へのSDGsの啓蒙活動を支援、推進している。</p> <p>社会貢献センターは年次報告書を作成することを通じて、自らの活動報告のみならず、学内の自主的な社会貢献活動、ボランティア活動の把握に努めている。これらの社会貢献・連携・SDGs推進体制は諸規程を整備した上に構築されており、社会・地域と連携を深め、地球社会の明るい未来づくりの発展に積極的に貢献していく環境を整備している。</p>				
			A3	研究インテグリティを踏まえた研究活動支援の仕組整備	<p>研究インテグリティを踏まえた研究活動支援の仕組みの中核として研究インテグリティ・マネジメント委員会を組織し、安全保障輸出管理委員会、利益相反マネジメント委員会及び研究倫理委員会が専門委員会として相互に連携する体制を整備し、研究の国際化やオープン化に伴い、従来以上に求められる健全性・公正性を確保し、適切に対応している。</p>				
			B1	地域社会・自治体・企業等との対話を通じた信頼関係の醸成	<p>産官学等の連携の方針に基づき、受託研究・共同研究・技術協力・技術移転・スタートアップ支援等による企業との連携や政策形成における行政機関との連携について、専門人材を活用しつつ産官学連携推進センターが中心となって推進している。</p> <p>そのほか、各キャンパスの地域との連携を図っており、各自治体との連携に関する包括協定を締結し、地域社会の発展や教育研究の発展に資する取り組みを進めることとしている。</p>				
			B2	公開講座や地域連携プログラム等の開設	<p>社会貢献センターに、生涯学習部門と社会貢献部門を置き、生涯学習部門では、全国講師派遣事業、公開講座、資格取得講座を主に展開しており、社会貢献部門では、地域活性化活動支援事業、災害復興支援事業、学生による社会貢献及びSDGs活動を中心に展開している。</p>				
			B3	社会・地域貢献に係る学内の自主的な取組の把握と全学的な展開	<p>社会貢献センターは年次報告書を作成することを通じて、自らの活動報告のみならず、学内の自主的な社会貢献活動、ボランティア活動の把握に努めている。</p> <p>参考：「社会貢献センター年次報告」「ボランティア支援室年次報告」：https://www.toyo.ac.jp/social/csc/about/</p>				
			B4	組織的なボランティア活動に必要な社会連携・地域貢献等の諸規程整備	<p>社会貢献センターでは「社会貢献センター規程」に基づき、生涯学習及び社会貢献活動を実施している。</p> <p>また、各事業においてはそれぞれ要項等を制定し、適切に対応を行っている。</p>				

会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。

会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。

3. 信頼性・透明性の確保	3-1 法令遵守と良好な関係構築	達成	3-1-1 監事機能の実質化と監視・監督機能強化	A1	監事監査規程（必要に応じ基準）の策定	私大連監事監査ガイドラインを参考に、「学校法人東洋大学寄附行為」に基づき「学校法人東洋大学監事監査規則」を策定している。
				A2	監事監査計画、監事監査調書、監事監査報告その他の監事監査資料を有効に活用し、監事監査の実効性を高める工夫	「学校法人東洋大学監事監査規則」において、毎事業年度の始めに監査計画書を理事長に提出し、当該会計年度終了後3カ月以内に監査報告書を理事会及び評議員会に提出することが規定されている。
				A3	監事の独立性・継続性確保のための監事選任時期の工夫	監事全員が同時期に入れ替わることのないような監事の選任に留意している。
				A4	理事会・評議員会、その他重要な会議での監事による積極的な意見陳述の仕組み構築	「学校法人東洋大学寄附行為」において、監事は理事会及び評議員会に出席して意見を述べることを規定している。 参考：「学校法人東洋大学寄附行為」：https://www.toyo.ac.jp/assets/about/foundation/data/kifukoui20250401.pdf
				A5	監事監査に必要な資料提供、説明等の十分な情報提供の徹底	「学校法人東洋大学 内部統制システム整備の基本方針」において、監事は、寄附行為等関連規則等に基づき理事会、評議員会等の重要会議への出席並びに重要書類の閲覧、審査及び質問等を通して、理事等の職務執行状況等についての適法性、妥当性に関する監査を行う。また、「学校法人東洋大学監事監査規則」においては、内部監査室は監事監査に関する事務の補助を行うことや、理事、教職員等は監事が職務執行状況等に関する報告を求めた場合には監査が円滑に遂行されるように協力しなければならないことを規定し、監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に遂行するための体制を整備している。
				A6	監事間の連携深化のための定期的な会議開催	理事会や評議員会開催日に、会議の前後いずれか、またはその両方で、監事間の打合せを実施し、内部監査室も毎回同席する。必要に応じて、該当案件の担当事務局から説明を求めることもある。
				B1	常勤監事の登用又は同等の実効性を有する監事監査支援体制の整備	2025年6月16日の理事会において、常任監事を選任し、監事の職務を補助するものとして、内部監査室を置き、内部監査室が理事会、評議員会等の重要な会議及び理事との定期的な会議に陪席することで監事監査の支援体制を整備している。
				B2	弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携体制の整備	必要に応じて、本学顧問弁護士や会計監査人(公認会計士)に相談し、連携体制を強化している。また、監事の内、一名は公認会計士である。
				B3	専門性を考慮した監事選任基準の明確化とそれに基づく選任	寄附行為に基づき、「学校法人東洋大学監事選出及び選任の手続に関する規則」を整備し、監事の選任基準として、監事は、財務管理、事業の経営管理、理事の業務執行状況その他法人の行う業務の運営に関し優れた識見を有する者でなければならないと明確に規定し、規則に基づき監事を選任している。
				A1	監事による選任議案決定と評議員会での選任	「学校法人東洋大学寄附行為」及び「学校法人東洋大学経理規則」で、会計監査人は、監事が過半数の合意をもって選任に関する議案を決定し、評議員会の決議によって選任すると規定している。
				A2	会計監査人と理事長等及び監事との意見交換の場の設定	会計監査人から監査計画や監査結果の報告を受けるだけではなく、経営上の課題やリスクについて理事長や監事と直接対話する場を定期的に設定し（年2回）、相互理解を深めるようにしている。
				A3	監事、会計監査人及び内部監査室等の三者協議の場の設定	会計監査人より、監事に対して年数回の会計監査実施報告が実施され、内部監査室も同席し必要に応じて意見を述べることもある。更には、内部監査室にて詳細調査を行うこともある。
	A4	財務担当理事と会計監査人との間の適切な情報共有	決算数値の報告・確認だけでなく、学校法人の財務状況に重要な影響を及ぼし得る将来のリスクや経営判断事項について、財務担当常務理事から会計監査人に対して適時・適切に情報共有を行う機会を設けている。			
	3-2 選任・解職手続の透明化と不正防止	達成	3-2-1 理事・学長選任方法の開示と執行体制の実質化	A1	選考手続・推薦方法等の開示による理事選解任方法の透明化	理事の選解任は、理事選任機関である理事会が、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴き、評議員会の意見を十分に参酌して行うことを「学校法人東洋大学寄附行為」に規定し、本学公式Webサイトにおいて公開している。 参考：「学校法人東洋大学寄附行為」：https://www.toyo.ac.jp/assets/about/foundation/data/kifukoui20250401.pdf
				A2	法令等遵守体制の実効性に重要な事項の理事会報告体制の整備	「学校法人東洋大学 内部統制システム整備の基本方針」において、事業活動に関するリスクについては、法令及び本法人の規則、規程等に基づき、職務執行部署が自律的に管理することを基本とすることとしており、各部署が諸規則に基づき業務が執行されているかは内部監査室により定期的な内部監査を行い、その結果については常務理事会、理事会等で報告する体制を整備している。
				A3	理事の職務執行に係る情報の保存・管理体制の整備	「学校法人東洋大学寄附行為」において、理事による職務執行状況の理事会への報告を規定している。また、理事の職務執行に係るものについては、同寄附行為及び「学校法人東洋大学理事会会議規則」に基づくものとし、「学校法人東洋大学文書管理規程」により適切に作成、保存及び管理している。
				A4	理事・教職員の権限・職責の明確化による不正・誤謬リスクの低減	「学校法人東洋大学寄附行為」並びに「学校法人東洋大学理事会の業務及び運営並びに理事の職務に関する規則」、「学校法人東洋大学常務理事の職務に関する規則」に基づき、業務を執行する理事の担当業務を明確化し、事業運営の適切かつ迅速な推進を図るとともに、「学校法人東洋大学事務局の職制及び分掌規程」、「東洋大学事務部長職の職務及び権限に関する規程」、「東洋大学課長職の職務及び権限に関する規程」、「学校法人東洋大学の設置する高等学校等の管理運営に関する規則」、「学校法人東洋大学経理規則」に基づく諸規程等により、理事、教職員等の職務執行の適正性を確保し、機動的な業務執行と有効性及び効率性を高める体制を整備している。
				A5	個人情報保護に関する基本方針策定と実効的な体制整備	「個人情報保護基本方針」及び「学校法人東洋大学における個人情報の保護に関する規程」に基づき、個人情報の保護と適切な管理を行う体制を整備している。 参考：個人情報の取り扱いについて：https://www.toyo.ac.jp/about/effort-activity/privacy/
				A6	リスク管理規程等による各種リスクの認識、発生可能性・損害規模の把握	TOYO GRAND DESIGN 2025-2029において、ガバナンス・マネジメントに関する中期計画として、事業継続性を担保するERM(総合型リスク管理)の構築を位置づけ、体制の見直しを含めて取り組んでいる。
				B1	理事の報酬水準の妥当性説明等による報酬基準の透明化	理事を含む役員等の報酬等の支給基準は、学校法人東洋大学役員等報酬委員会の発議により、理事長が評議員会の意見を聴いて理事会に提案し、理事会の議を経て決定することとしており、その基準を本学公式Webサイトにおいて公開している。 参考：「学校法人東洋大学役員等の報酬等に関する規則」：https://www.toyo.ac.jp/assets/about/foundation/data/yakuin.pdf
				B2	理事長の常勤化、利益相反・責務相反規程の整備等	本学においては、理事長は従前から常勤である。「学校法人東洋大学寄附行為」において、特別の利害関係を有する理事は、理事会の決議に加わることができないこと及び理事による職務執行状況を、3か月に1回以上理事会に報告しなければならないことを規定し、学校法人の執行体制の実質化を図っている。また、本学の理事が本学との競業又は利益相反取引となる可能性のある資格を有する場合又はその可能性のある事業を行う場合は、毎年度理事会により包括的承認を得ている。
				B3	理事選任機関の構成・員数の工夫による理事会からの中立性確保	理事選任機関は理事会であるが、選任にあたっては、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴き、評議員会の意見を十分に参酌して行うことを「学校法人東洋大学寄附行為」に規定し、中立性を確保している。
				B4	理事の再任・重任時におけるガバナンス体制の機能不全の点検	理事の再任・重任にあたっては、「学校法人東洋大学寄附行為」及び「学校法人東洋大学理事の選出及び選任の手続に関する規則」に基づき、評議員会の意見を聴いて理事を選任することとなっており、「学校法人東洋大学理事長、代表業務執行理事及び常務理事の選定及び解職に関する規則」に基づき、理事長、代表業務執行理事及び常務理事は、それぞれ連続3期まで再任することができる上限を規定している。
				B5	著しい損害を及ぼす事象への、リスク分析を経た理事会等での議論	法令、寄附行為、諸規則等の重大な違反行為が発見された場合には、理事会において迅速に状況を把握するとともに、関係規定に従い、外部専門家と協力しながら適正に対応することを、「学校法人東洋大学内部統制システム整備の基本方針」として策定している。
B6				職務を一身専属としない適切な分担、権限・職務分掌の明確化	「学校法人東洋大学寄附行為」並びに「学校法人東洋大学理事会の業務及び運営並びに理事の職務に関する規則」、「学校法人東洋大学常務理事の職務に関する規則」に基づき、業務を執行する理事の担当業務を明確化し、事業運営の適切かつ迅速な推進を図るとともに、「学校法人東洋大学事務局の職制及び分掌規程」、「東洋大学事務部長職の職務及び権限に関する規程」、「東洋大学課長職の職務及び権限に関する規程」、「学校法人東洋大学の設置する高等学校等の管理運営に関する規則」、「学校法人東洋大学経理規則」に基づく諸規程等により、理事、教職員等の職務執行の適正性を確保し、機動的な業務執行と有効性及び効率性を高める体制を整備している。	
3-2-2 監事・評議員選任の透明化と監視・監督の実質化	達成	3-2-2 監事・評議員選任の透明化と監視・監督の実質化	A1	監事の具体的な選解任手続の明確化による透明化	「学校法人東洋大学寄附行為」において監事の選解任について規定し、下位規程として「学校法人東洋大学監事選出及び選任の手続に関する規則」を整備し、具体的な選解任手続を明確化している。また、「学校法人東洋大学寄附行為」を本学公式Webサイトで公開することで透明化を図っている。 参考：「学校法人東洋大学寄附行為」：https://www.toyo.ac.jp/assets/about/foundation/data/kifukoui20250401.pdf	

<p>会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、監事、評議員、学長（総長を含む）の選任手続きの透明性の確保及び解任手続きを明確化し、必要に応じて改善を行い、当該手続きの公正性について多くのステークホルダーからの理解が得られるようにし、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図る。また、社会からの信頼を損なうことがないように、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。</p>	<p>達成</p>		A2	評議員の選解任方法の開示による透明化	「学校法人東洋大学寄附行為」において評議員の選解任について規定し、下位規程として「学校法人東洋大学評議員の選出及び選解任の手続に関する規則」を整備し、具体的な選解任手続きを明確化している。また、「学校法人東洋大学寄附行為」を本学公式Webサイトで公開することで透明化を図っている。 参考：「学校法人東洋大学寄附行為」：https://www.toyo.ac.jp/assets/about/foundation/data/kifukoui20250401.pdf
			A3	評議員会が理事会に対し適切に意見できる仕組の整備	「学校法人東洋大学寄附行為」において、評議員は役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができることを規定している。また、理事は評議員会に出席して必要な説明を行わなければならないことを規定し、評議員会が法人の運営に関し適切に意見ができる仕組みを整備している。
			A4	監事、会計監査人、内部監査室等による三様監査体制の確立	監事、会計監査人、内部監査室による監査体制について、「学校法人東洋大学監事監査規則」において、「監事は、内部監査室及び会計監査人と連携を保ち、効率的な監査を実施するように努めなければならない。」と明確に規定し、それぞれの知見を生かし、各々の監査計画および監査報告を共有し、三様監査体制を確立している。
			A5	重大な損害・法令違反等発見時の理事長等・監事へ直ちに報告する報告体制	本法人は、コンプライアンスの違反行為の発生や被害拡大の防止の観点から、法人役員、法人と雇用関係にある全ての教職員を対象として、法令、学内諸規則、「学校法人東洋大学行動規範」に違反する行為またはその恐れがある行為の早期発見と速やかな是正措置及び公益通報者の保護を目的とした、「学校法人東洋大学公益通報に関する規則」を制定し運用している。
			B1	監事の報酬水準の妥当性説明等による報酬基準の透明化	監事を含む役員等の報酬等の支給基準は、学校法人東洋大学役員等報酬委員会の発議により、理事長が評議員会の意見を聴いて理事会に提案し、理事会の議を経て決定することとしており、その基準を本学公式Webサイトにおいて公開している。 参考：「学校法人東洋大学役員等の報酬等に関する規則」：https://www.toyo.ac.jp/assets/about/foundation/data/yakuin.pdf
			B2	監事と評議員・評議員会との定期的な意見交換/監視・監査体制の整備	「学校法人東洋大学寄附行為」において、監事は理事会及び評議員会に出席して意見を述べ、意見を交換することにより監視・監査体制を整備している。 参考：「学校法人東洋大学寄附行為」：https://www.toyo.ac.jp/assets/about/foundation/data/kifukoui20250401.pdf
			B3	評議員の報酬基準の透明化	評議員を含む役員等の報酬等の支給基準は、学校法人東洋大学役員等報酬委員会の発議により、理事長が評議員会の意見を聴いて理事会に提案し、理事会の議を経て決定することとしており、その基準を本学公式Webサイトにおいて公開している。 参考：「学校法人東洋大学役員等の報酬等に関する規則」：https://www.toyo.ac.jp/assets/about/foundation/data/yakuin.pdf
			B4	法令及び寄附行為等の遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼす事項の評議員への速やかな報告体制	「学校法人東洋大学寄附行為」において、評議員は役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができることを規定している。また、理事は評議員会に出席して必要な説明を行わなければならないこと、評議員会は共同して一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することを規定しており、評議員に対して速やかに報告がなされる体制を整備している。 参考：「学校法人東洋大学寄附行為」：https://www.toyo.ac.jp/assets/about/foundation/data/kifukoui20250401.pdf
	<p>達成</p>	<p>3-2-3 有効な内部統制体制の確立</p>	A1	内部監査室等の設置による内部チェック機能の向上	業務執行機関からの独立性を有する「内部監査室」を設置し、業務の適正及び効率性を確保するため、業務を執行する各部の職務執行状況を定期的に監査する体制を整備している。 参考：「組織図」：https://www.toyo.ac.jp/assets/about/20250401.pdf
			A2	コンプライアンス規程等に基づくリスク管理の継続的な教育・研修	「学校法人東洋大学 内部統制システム整備の基本方針」に基づき、本法人のすべての役職員のコンプライアンス意識の醸成と定着を推進するため、不正防止等に関わる役職員への教育及び啓発活動を継続して実施、周知徹底を図っている。
			A3	内部統制に関する諸規程の整備と運営・改善サイクルの構築	2024年12月16日の理事会において「学校法人東洋大学 内部統制システム整備の基本方針」を制定し、この基本方針に基づき、諸規程等の整備、内部統制の運営、確認及び改善のサイクルを構築すべく取組み中である。
			A4	理事会等における意思決定及び個別の職務執行に関する法務担当・外部専門家への適時適切な相談体制の構築	業務が多様化、複雑化するなか、学校関係法令のみならず、あらゆる業務において、法的なリスクを伴うことが少なくないため、法人顧問弁護士による法律相談業務を行うことにより、専門的な知識に基づいた助言機能を強化し、予め法的観点からリスクを減らす対策を講じている。
			B1	組織内の適切な内部けん制体制の整備	「学校法人東洋大学寄附行為」並びに「学校法人東洋大学理事会会議規則」、「学校法人東洋大学理事会の業務及び運営並びに理事の職務に関する規則」、「学校法人東洋大学評議員会会議規則」及び「学校法人東洋大学常務理事会の業務及び運営に関する規則」に基づき、理事会及び評議員会の役割、権限及び体制を明確にし、適切な理事会及び評議員会の運営を行っている。また、「学校法人東洋大学内部統制システム整備の基本方針」を策定し、組織内の適切な内部けん制体制を整備した。
			B2	内部統制システムに関する定期的な点検の実施	理事会の承認を経て策定した「学校法人東洋大学内部統制システム整備の基本方針」に基づき内部統制システムの構築を進めており、理事会が決定した内部統制システムの整備について、関連部署が定期的に点検をすべく取組み中である。
<p>達成</p>	<p>3-2-4 有効な内部通報制度の確立</p>	A1	部門横断的な通報対応業務体制及び通報者保護体制の実効化	「学校法人東洋大学公益通報に関する規則」において、同規則により設置する公益通報調査委員会が調査を行う体制及び公益通報者を保護する体制を整えるとともに、本学公式Webサイトにおいて「公益通報・相談に関する窓口等について」として公益通報対応フロー等を公開している。 参考：「学校法人東洋大学公益通報に関する規則」：https://www.toyo.ac.jp/assets/about/effort-activity/whistleblower/2026_Whistleblowing.pdf 参考：「公益通報・相談に関する窓口等について」https://www.toyo.ac.jp/about/effort-activity/whistleblower/	
		A2	公益通報者が不利益な取り扱いを受けないことを確保する仕組の整備	「学校法人東洋大学公益通報に関する規則」において、公益通報者の保護に関する規定（第16条各号）を設けている。 参考：「学校法人東洋大学公益通報に関する規則」：https://www.toyo.ac.jp/assets/about/effort-activity/whistleblower/2026_Whistleblowing.pdf	
		B1	公益通報窓口を法人内に設置するだけでなく、法人外にも設置する等の公益通報に係る体制を実効的に機能させる工夫	本法人における業務に関して法令若しくは学内諸規則等に違反する行為又はそのおそれのある行為の早期発見と是正を図るため、学内と学外に公益通報・相談窓口を設けている。 参考：「公益通報・相談に関する窓口等について」：https://www.toyo.ac.jp/about/effort-activity/whistleblower/	
		B2	ガバナンス体制の機能不全判断時における遵守状況報告書の「意見不表明」への速やかな変更と報告	学校法人東洋大学 内部統制システム整備の基本方針において、本法人の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要リスクについては、理事会で審議し、必要に応じて対策等の必要な事項を決定することを規定し、また、「学校法人東洋大学評議員会会議規則」において、理事長、代表業務執行理事、常務理事及び監事は評議員会に出席し、必要な説明を行わなければならないことを規定しており、かかる事案が発生した場合に評議員会で報告する体制が整っている。	
<p>3-3 教育研究・経営情報の積極的な公開</p>	<p>3-3-1 継続的かつ時宜に適った情報公開制度</p>	<p>達成</p>	A1	公開対象・時期・方法を規定した情報公開基準・諸規程の整備	本学では、情報公開の手順や方法を明らかにした規程はないものの、本学の教育、研究、社会貢献活動等を適切かつ効果的に情報公開することで幅広いステークホルダーの理解を得るとともに、社会的な説明責任を果たすことにより、本法人の教育研究活動等の推進に寄与し、もって本法人の発展に資することを目的とした「学校法人東洋大学公式Webサイト管理運営規程」を整備し、教育及び研究にかかわる主要なデータをまとめて本学公式Webサイトにおいて公開している。 参考：「情報公開」：https://www.toyo.ac.jp/about/data/
			A2	公正かつ透明性の高い情報公開を行うため、公表又は開示すべき情報が迅速かつ網羅的に収集され、法令等に則って適時・正確に公表又は開示することのできる体制又はシステムの整備	学校教育法施行規則において求められている教育情報の公表について、関連部局が連携を図り、適切な情報公開となっているか、点検を行う体制を整備している。 参考：「教育情報公開」：https://www.toyo.ac.jp/about/data/education/

4. 継続性の確保	会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会に存在する幅広いステークホルダーから理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。	達成	3-3-2 ステークホルダーの理解を得る公開方法	A3	法令に定められた寄附行為の内容及び財務書類並びに中期計画等との連関に留意した事業報告書の作成を通じて、その進捗状況、認証評価結果、外部評価結果及び設置計画履行状況等調査結果、学外からの評価結果並びに当該学校法人が相当割合を出資する事業会社に関する情報等のインターネット等を通じた公表	法令等に対応する各種報告書及び認証評価等の報告書について、本学公式Webサイトにおいて「情報公開」として掲載している。 参考：「情報公開」：https://www.toyo.ac.jp/about/data/
				A4	内部統制の実施状況の事業報告書等への記載と公表	2025年12月の理事会を経て「学校法人東洋大学 内部統制システム整備の基本方針」を整備しており、方針に基づき、2025年度の事業報告書から内部統制の実施状況について事業報告書へ記載し、本学公式Webサイトにおいて掲載予定である。
				B1	公開情報に関する外部意見の聴取・反映体制の整備	本学が公表した情報に対する質問、意見等について本学公式Webサイトの「お問い合わせ窓口」ページを設け、インターネットを介して受付する仕組みを整え、担当部署と連携し、必要に応じて反映させている。 参考：「お問い合わせ窓口」：https://www.toyo.ac.jp/about/introducing/yellowpage/
		達成	3-3-2 ステークホルダーの理解を得る公開方法	A1	公開情報の包括性、体系的性、継続性、一貫性、更新性への留意	本学公式Webサイトにおいて、私立学校法及び学校教育法施行規則等の法令に定める公開内容に即して、公表しており、公開情報の包括性及び体系的性を担保している。また、毎年の更新を行い、年度毎に閲覧できるようにしており、情報の継続性及び一貫性を担保している。
				A2	公開情報へのアクセシビリティ（閲覧しやすさ）の向上	本学公式Webサイトは、閲覧者の属性（入学予定者、在学生、卒業生、父母等、企業・研究者、報道関係など）に応じたサイトの構成となっており、それぞれが閲覧しやすいように配慮している。また、英語・中国語・韓国語版の公表を行うなど、多言語化対応しており、さまざまなステークホルダーが閲覧しやすいように配慮している。
				A3	グラフや図表の活用等による幅広い層への理解容易性の向上	「TOYO COMPASS」をAnnual Reportとして公表しており、本学の教育研究活動等の特徴的な取り組みのほか、写真やグラフ、表など用いて、各種データを掲載するなど、本学のステークホルダーに対してわかりやすい情報公開を心がけている。 参考：https://www.toyo.ac.jp/toyo2025/
				A4	学校法人の継続性に重要な疑義が生じる可能性が高い場合の傘下法人情報の明瞭な公開	学校法人東洋大学 内部統制システム整備の基本方針において、本法人の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要リスクについては、理事会で審議し、必要に応じて対策等の必要な事項を決定することを規定している。本学の関連会社である東洋大学グローバルサービス株式会社、株式会社東洋大学ファシリティーズについては、常務理事がそれぞれ職務分担としてこれらの関連会社に係る事項を分掌することとしており、取り組み状況については、理事会でも報告があり、必要に応じて公表できる体制が整っている。 また、本学公式Webサイトにおいて東洋大学グローバルサービス株式会社、株式会社東洋大学ファシリティーズについて掲載するとともに当該法人のWebサイトにリンクを貼り、当該法人の財務情報を確認できる体制を整備している。
				B1	公開情報の客観的なチェック体制（担当部署とは別の部署等）の構築	A1の記述のとおり、毎年の情報公開内容の更新作業において、公開情報の収集・作成部署のほかに、広報課・総務課において集約・点検している。また、学長室及び大学評価支援室のもとで、学校教育法に基づく教育情報の公表について点検する体制となっている。
		B2	非専門家向けに大学特有用語のわかりやすい解説等の工夫	本学の専門的な教育研究内容をわかりやすく発信・解説することを目的として、「LINK@TOYO」を開設・発信している。同サイトは、専門用語の用語集のレベルではなく、本学の教育研究活動をより魅力的に発信する機能をもっているが、その一方で、教育研究活動が社会における日常生活にいかに関わっているか、また人材養成を通じて社会に貢献しているか、という視点を加えて発信している。 また、全国受験生向けには、「東洋大学入試情報サイト『TOYO WEB Style』Web体験授業」を開設・発信しており、動画による授業内容を公開している。同サイトの動画は、単に授業を動画化しオンデマンドで配信するのではなく、受験生やその保護者等、ひいては幅広い社会人に向けて、専門教育をよりわかりやすくするよう、工夫して撮影・編集し、発信している。本学の財務情報についても、専門的な会計用語が多く含まれることを踏まえ、事業報告書や財務情報の開示においては、図表の活用や平易な説明文の付記等を行い、理解しやすい表現となるよう努めている。 参考：https://www.toyo.ac.jp/link-toyo/ 参考：https://www.toyo.ac.jp/nyushi/column/tag/?tag=video-lecture		
		4. 継続性の確保	会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営を行うようにする。	達成	4-1 自律的な大学運営の実質化	A1
A2	学校法人の規模及び実質的議論を考慮した適切な定数の設定					法人の規模を踏まえ、「学校法人東洋大学寄附行為」において、理事、評議員の定数を以下のとおり規定している。 理事（理事長含む）：17～23名（学内7名～11名、学外10名～12名）、評議員39名～46名（学内11名～14名、学外28名から32名） 参考：「学校法人東洋大学寄附行為」：https://www.toyo.ac.jp/assets/about/foundation/data/kifukoui20250401.pdf
A3	ダイバーシティ推進と、人権尊重・能力発揮環境の構築体制整備					ダイバーシティ推進のため、東洋大学SDGs推進センター内に、ダイバーシティ&インクルージョン推進プロジェクトを2023年4月に発足し、全ての人の人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる環境を構築する体制作りを進めている
A4	内外バランスを考慮した外部人材の理事・評議員への積極登用					「学校法人東洋大学寄附行為」において、理事、評議員の定数を以下のとおり規定している。 理事（理事長含む）：17～23名（学長、附属高等学校等の校長及び園長のうちから1名、事務局長、卒業生5名～7名、大学の教職員4名～6名、学識経験者5名～7名）、評議員39名～46名（卒業生14名～16名、大学の教員のうち学部長を含む6名～8名、高等学校及び中学校の校長並びに幼稚園の園長のうちから3名、大学の事務職員2名～3名） 2025年6月時点で、理事学内者12名、学外者11名、評議員学内者14名、学外者32名で、バランスを考慮した様々な分野で活躍する人材が就任している。 参考：「役員・評議員・顧問名簿」：https://www.toyo.ac.jp/about/foundation/executive/officer/
A5	学校法人の規模・特性に応じた多様な主体による評議員構成					学校法人東洋大学寄附行為において、評議員の人数については39名～46名（学内11名～14名、学外28名から32名）と規定し、多様な主体が評議員として参画する体制を整えている。
A6	外部人材への経営情報の迅速伝達と意見聴取の仕組み整備					理事会及び評議員会資料の事前送付や説明等を通じて、経営情報を正確かつ迅速に伝達し、外部人材からの意見聴取を行っている。
A7	理事、監事及び評議員に対する研修機会の提供と充実					「学校法人東洋大学役員及び評議員のコンプライアンス手引書」に基づき、役員及び評議員に対して毎年度当初の理事会、評議員会においてコンプライアンスにかかわる研修を実施している。
B1	過去の議事内容確認など、会議での十分な議論を支援する仕組み					今期理事会、評議員会の過去の議事録を理事会、評議員会のWebサイトにそれぞれ掲載している。また、それ以前の議事録については、請求により閲覧又は写しの交付を受けることができる。
B2	IT活用による政策執行状況の確認仕組み（常務理事等）の構築					稟議に関する電子決裁システムを構築することで、決裁者である理事長、常務理事が、過去の情報をいつでも即座に検索できる仕組みを整備している。
B3	経営情報を正確かつ迅速に構成員等へ伝達するためのIT環境整備等の当事者意識醸成の仕組みづくり					事業計画・事業報告、予算及び決算については、評議員会による決議又は同意の決議後、事務局長会議等の学内会議でも報告を行い、本学公式Webサイトで公開している。 参考：「学校法人東洋大学財務情報公開」：https://www.toyo.ac.jp/about/foundation/financial/
4-2 財政・経営基盤の強化	4-2-1 財政・経営状況の適正な把握と開示	達成	A1	収支バランス、資金積立、資産・負債状況の明瞭な情報の開示	事業報告書等を通じて、事業活動収支差額の状況や収支構造の特性を明確に示すとともに、将来の施設整備・教育研究基盤の維持更新に向けた特定資産の積立状況、資産・負債の構成および財政的安全性の水準について、経年比較を示しながら体系的に説明するよう努めている。	
			A2	学校法人の「学校法人の継続法人の前提（日本公認会計士協会「学校法人の継続法人の前提に関するQ&A」参照）」に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応に関する情報を理解する上での容易性、明瞭性に留意した開示	学校法人としての継続性に対する責任を自覚し、中長期的な財政見通しを踏まえながら、財政の持続可能性を評価・管理している。経営環境の著しい変化等により、法人の継続性に影響を及ぼし得る事象又は状況が生じた場合には、そのリスクの内容及び背景、財務的影響の程度を明示するとともに、財政構造の改善策、資金確保方策、事業再構築等の具体的な対応策及びその実施状況を体系的に整理し、ステークホルダーが合理的に判断できるよう透明性の高い情報開示を行う。	
遵守						

<p>会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を 実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強 化を行うようにする。</p>	<p>達成</p>	<p>4-2-2 学生納付金以外の収入の多様化</p>	A3	中期計画等との連関に留意した評議員会への事業の実績報告等による経営課題・ 成果の明確化、共有化を通じた経営改革の推進	毎年度、中長期事業計画に沿った単年度事業計画書とこれに基づく単年度事業報告書を作成し、その内容について評議員会に 付議することにより経営上の課題や成果等を共有し、評議員からの意見を聴取している。		
			A1	財政運営に関する基本方針策定と財政基盤の安定化・強化	中長期事業計画及び単年度事業計画、重点事業に基づき、中期財政計画を作成し、中期財政計画に基づき財務目標、予算編成 方針、予算を策定することにより、財政基盤の安定化及び強化を図っている。		
			A2	補助金等を含む外部資金獲得・研究推進のための体制整備	内閣府のガイドラインに基づき、研究専念時間を確保するとともに、URA（ユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレー ター）等の専門人材を増加配置し、外部資金探索や調書作成支援を充実させる体制を整備すること、重点研究推進プログラム について、大型助成事業（国家プロジェクトや科研費基盤研究S・A等）への応募・採択を目標とし、外部資金による自走化 をTOYO GRAND DESIGN 2025-2029の計画として位置付けている。また、「東洋大学いのち総合研究機構」の設置を中心と する研究推進体制の抜本的見直しに取り組んでいる。また、研究機器の共同利用を促進し、他機関との共同研究の足がかりと するため、バイオ・ナノエレクトロニクス研究センターの運営体制の刷新、朝霞研究機器共同利用センターの開設を行った。 そこには研究技術員を適切に配置し、利活用を加速させている。2026年度は新たに赤羽台キャンパスにおいても同様のセン ターを設置することでさらなる他機関連携への足がかりを強化していく。		
			A3	社会連携、産学官民連携、大学間連携等の外部連携推進体制整備	東京都北区との包括協定に基づき組織した「地域連携プラットフォーム」を基盤に、教育・研究成果を生かした連携事業を推 進している。また、2024年9月には国立大学法人埼玉大学との包括連携協定を締結し、特に研究推進や産学連携・スタート アップ支援などの分野においては濃密な連携活動を行っている。 2024年度には東京都大学発スタートアップ創出支援事業に採択され、2025年度はJST大学発スタートアップエコシステム Inland Japan Innovation Ecosystem（IJIE）プラットフォームへの共同機関参画をし、研究の社会実装の一形態ともいえる起 業支援の体制構築と産学官連携スキームでの成果創出に取り組んでいる。 2025年度は地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターとの包括連携協定を締結され、研究はもとより学部・大学院との 連携が図られる予定である。 また、2027年度の新学部設置を機に、キャンパス所在地である埼玉県、川越市、朝霞市、鶴ヶ島市との連携を一層強化する 体制を整えること、川越キャンパスを「産学共同拠点」として発展させること、他の学校法人や他大学とのアライアンス（提 携・連合）の在り方を検討することをTOYO GRAND DESIGN 2025-2029の計画として位置付けて取り組んでいる。		
			A4	リスクを考慮した資産の有効活用に係る規程・体制の整備	立地（所在地・駅からの距離）、施設の多様性、規模、築年数、付帯設備等に有利性のある本法人の施設・設備の外部貸出を 推進する体制を整備するとともに、文科省が定める「研究設備・機器の共用推進に向けた整備と関連ガイドライン」への対応 も踏まえ、保有する研究設備・機器を他の研究機関にも開放して共同利用を促進するため「東洋大学朝霞研究機器共同利用セ ンター」を設置した。現在、「東洋大学赤羽台研究機器共同利用センター」の設置に向け準備を進めている。		
			B1	寄附行為で定めた収益事業の安定化・強化による財政基盤への寄与	寄附行為で定めた収益事業はないため、該当しない。		
			B2	「寄附を受ける」から「募る」への転換と推進体制の整備	寄付金募集事業を行う募金課は、企業、校友、寄付者を含むあらゆるステークホルダーとの連携窓口となる社会連携推進室の 下に置かれており、2024年度に「東洋大学クラウドファンディング事業の実施に関する要項」を制定して寄付型クラウド ファンディングを活用した募金を開始したほか、企業型ふるさと納税（「Team TOYO募金」）を開始するなど、「寄附を受 ける」から「寄附を募る」への転換をはかり、推進する体制を整備している。		
			B3	トップ層の重要性認識と、教職員の寄附募集意識・理解の深化	中長期募金戦略の策定を「TOYO GRAND DESIGN 2025-2029」の計画として位置付け、理事会、評議員会においても寄付金 の状況が報告されている。また、駅伝強化を通じた大学への愛着心の醸成を目的とし、箱根駅伝での王座奪還を目指して立ち 上げた「鉄紺の襷応援プロジェクト」は、各部署から立候補した職員が牽引するなど、教職員の寄付募集意識・理解を深める 取組みを実施している。		
			B4	ミッション実現等、目的を明確化した共感を得る寄附募集の実施	駅伝強化を通じた大学への愛着心の醸成を目的とし、箱根駅伝での王座奪還を目指して立ち上げた「鉄紺の襷応援プロジェ クト」等の目的を明確化した共感を得る寄附募集を実施している。		
			B5	補助金を含めた外部資金に係る情報収集、情報共有（学内広報）、 研究シーズや成果の情報公開（学外広報）を推進するための体制整備	URA（ユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーター）等の専門人材を配置することにより、補助金等の情報を専門的に 収集し、研究者に共有する体制を整備している。また、国の戦略を踏まえ、研究成果の即時オープンアクセス化やデータの共 有・利活用を推進する体制整備に向け、東洋大学附属図書館、情報システム部及び研究推進部が連携し、成果公開の実効化 に向けた取り組みを加速させることをTOYO GRAND DESIGN 2025-2029の計画として位置付けている。		
			B6	クラウドファンディング等、多様な寄附金募集方法の試行	中長期募金戦略の一環として、新規小規模募金（クラウドファンディング、企業型ふるさと納税（「Team TOYO募金」）、 遺贈寄付、退職寄付等）など募金の多様化を図っている。 参考：つなぐ、つながる『Team TOYO』：https://kifu.toyo.ac.jp/howto/gift		
			<p>達成</p>	<p>4-2-3 有効な危機管理体制の拡充</p>	A1	危機発生未然防止システムの整備と定期的な有効性検証・改善	本法人は、コンプライアンスの違反行為の発生や被害拡大の防止の観点から、法人役員、法人と雇用関係にある全ての教職員 を対象として、法令、学内諸規則、「学校法人東洋大学行動規範に違反する行為またはその恐れがある行為の早期発見と速や かな是正措置及び公益通報者の保護を目的とした、「学校法人東洋大学公益通報に関する規則」を制定し運用し、定期的に有 効性の検証と改善を行っている。 また、業務が多様化、複雑化するなか、学校関係法令のみならず、あらゆる業務において、法的なリスクを伴うことが少なく ないため、法人顧問弁護士による法律相談業務を行うことにより専門的な知識に基づいた助言機能を強化し、予め法的観点か らリスクを減らす対策を講じている。
					A2	不適切な事案発生時の速やかな情報公開と再発防止体制の整備	学校法人東洋大学広報戦略委員会で策定した中期広報方針（2025-2029）に基づき、2025年度においては危機管理広報対応の 具現化に取組み、その一環として「トップ層を対象にした危機管理広報セミナー」を開催するなど、管理運営上、不適切な事 案が生じた際には、すみやかな情報公開と再発防止が図られる体制の整備を進めている。
					A3	緊急時対応マニュアル等に基づき対応できる体制の整備	防災・危機管理の体制について、「学校法人東洋大学防災計画に関する規程」に基づき、総合防災対策委員会を年1回開催し ている。地震、火災等、有事が発生した場合は、被害を最小限に止めるため、緊急時対応を行えるよう、全キャンパスに自衛 消防隊を編成することとしている。
					A4	情報システムへのアクセス権限の厳格かつ適切な設定	大学が管理する情報システムについて、統合ID管理システムと各システムの連携により、利用者の属性、資格、業務内容に 応じて、各情報システムへのアクセス権限の設定を行っており、また、適切なタイミングでユーザーアカウントの整備を行っ ている。
					A5	情報セキュリティ体制の適切性及び運用状況の検証	本法人では、総務担当常務理事が情報統括責任者を務め、その下に情報セキュリティ対策本部を組織し、「学校法人東洋大 学情報セキュリティポリシー」等の情報システム関連規程に基づき適切性及び運用管理状況について情報セキュリティ対策本 部会議の中で検証している。
					A6	ハラスメント防止のための必要な措置の実施	「学校法人東洋大学ハラスメントの防止に関する規程」を制定し、これに基づき、「学校法人東洋大学ハラスメント防止ガイ ドライン」を定め、ハラスメント行為の事前防止と問題解決に際しての対応方策、守秘義務、プライバシーの保護と不利益扱 いの禁止等必要な情報を具体化し、大学HPに掲載することで構成員各位の理解を深める工夫を行っている。
					B1	重要なリスクについての理事会審議と対策等の決定	「学校法人東洋大学 内部統制システム整備の基本方針」において、本法人の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要リ スクについては、理事会で審議し、必要に応じて対策等の必要な事項を決定することとしている。
B2	広報・緊急時マニュアルの周知及び教職員・学生等への研修・訓練	緊急時の対応マニュアルとして「大震災対応マニュアル」を策定し、本学公式Webサイトにおいて公開している。また、学 内で防災訓練や「東洋大学公式アプリ」を用いて緊急通知訓練を行う等、学生・教職員等の意識啓発を行っている。					